

大起産業株式会社

(平成30年3月期)

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商号又は名称	大起産業株式会社
代表者名	代表取締役社長 田中 弘晃
所在地	名古屋市中区錦二丁目2番13号
電話番号	052-201-6311 (代)
許可年月日	平成28年12月21日
加入協会名	日本商品先物取引協会 日本商品委託者保護基金

会社の沿革

年 月	概 要
昭和25年8月	大起証券株式会社（その後合併により、内外証券株式会社となり、現在は東海東京証券株式会社）の関連会社（現在は関係解消）栄不動産株式会社として、名古屋市中区南伊勢町1丁目5番地に会社設立。資本金500万円。
昭和26年12月	商号を大起産業株式会社に変更し同時に事業目的も変更する。
昭和27年2月	名古屋繊維取引所会員加入。仲買人登録し受託業務を開始する。
昭和38年3月	本店を現在地に移転。
昭和45年5月	資本金 3,000万円に増資。
昭和46年1月	商品取引所法改正に基づき名古屋繊維取引所商品取引員として改めて許可される。
昭和51年1月	金沢支店開設。
昭和57年2月	東京金取引所会員加入。
昭和58年1月	大阪支店開設。
昭和59年4月	東京穀物商品取引所会員加入。
昭和59年6月	資本金 9,800万円に増資。
昭和59年10月	東京穀物商品取引所商品取引員許可。

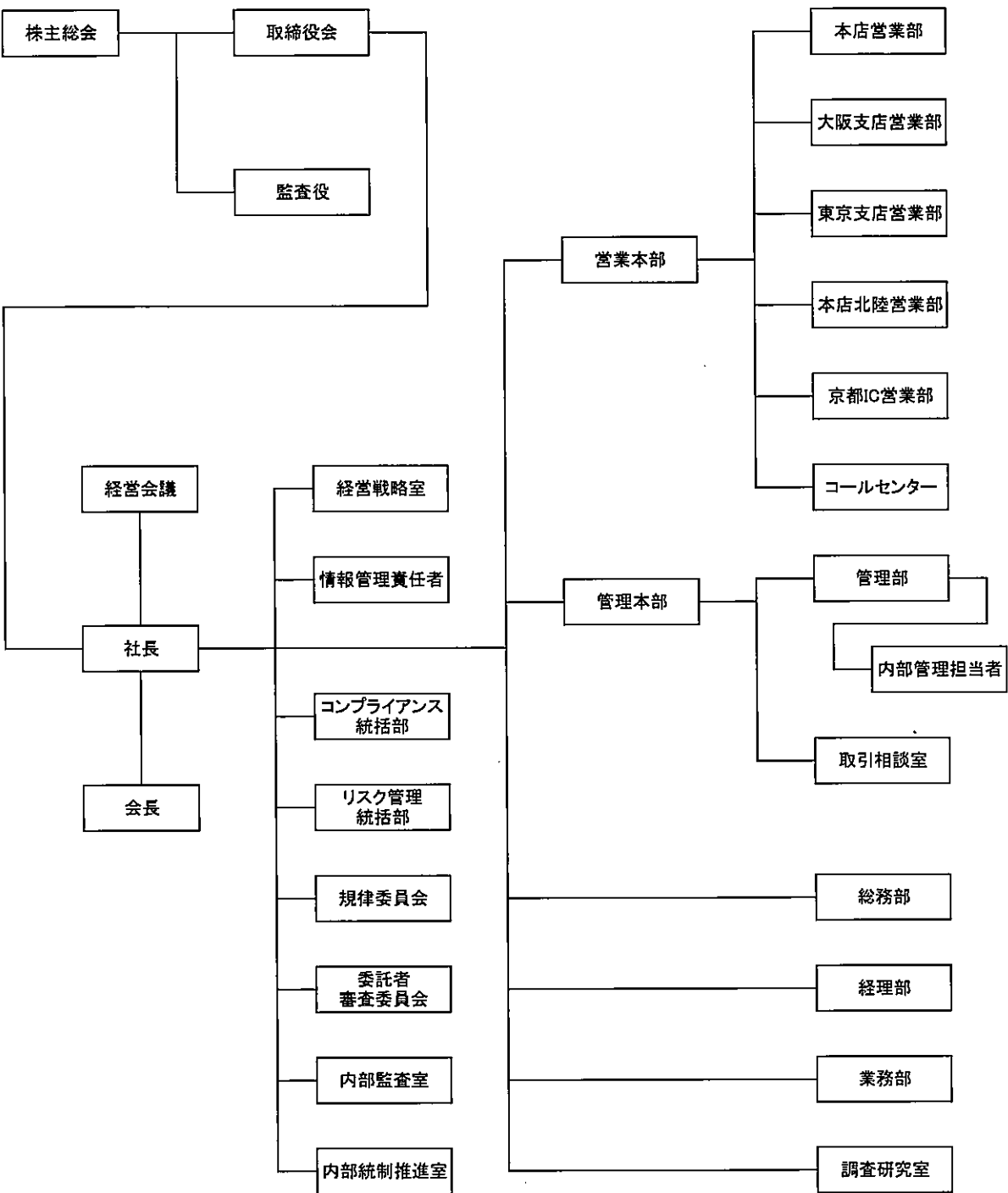
昭和59年10月	東京支店開設。
昭和62年11月	東京工業品取引所商品取引員（綿糸・毛糸市場）許可。
平成2年12月	資本金3億5,000万円に増資。
平成3年8月	資本金5億3,000万円に増資。
平成3年9月	東京工業品取引所貴金属市場商品取引員許可。
平成6年7月	資本金6億3,000万円に増資。
平成8年1月	研修所（フューチャーズ・トレーニング・センター）開設。
平成11年6月	東京工業品取引所石油市場商品取引員許可。
平成15年9月	東京工業品取引所ゴム市場商品取引員許可。
平成17年4月	改正商品取引所法に基づき改めて商品取引受託業務の許可をされる。
平成21年6月	第二種金融商品取引業者の登録。
平成21年9月	取次取引員に業態変更。
平成22年12月	商品先物取引法に基づき、商品先物取引業者として許可される。
平成22年12月	社団法人金融先物取引業協会加入。
平成23年4月	取引所為替証拠金取引「くりっく365」の媒介業務を開始。
平成23年10月	大阪支店を奈良市に移転し、関西支店と名称変更。
平成24年12月	金沢支店を富山市に移転し、北陸インフォメーションセンターと名称変更。
平成24年12月	東京支店の移転先として、関東インフォメーションセンターを東京都台東区に開設。
平成25年2月	（旧）東京支店廃止。
平成25年10月	金融商品仲介業者の登録。
平成26年1月	取引所株価指数証拠金取引「くりっく株365」の媒介業務を開始。
平成26年1月	一般社団法人金融先物取引業協会脱退。
平成26年2月	第二種金融商品取引業の廃止。
平成28年4月	関東インフォメーションセンターを東京都中央区に移転。
平成30年3月	関西インフォメーションセンターを大阪市淀川区に移転して大阪支店と名称変更。
平成30年3月	関東インフォメーションセンターを東京支店に名称変更。
平成30年3月	京都インフォメーションセンター開設。

② 事業の内容

(1) 経営組織（平成 30 年 3 月 31 日現在）

当社の経営組織は、次のとおりです。

大起産業株式会社 経営組織図



(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

当社は、商品先物取引法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣より商品先物取引業の許可を得た商品先物取引業者であり、下記の商品市場において、岡藤商事株式会社を取次先とした委託の取次ぎ業務を行っております。

(許可番号：農林水産省「指令 28 食産第 3988 号」、経済産業省「2016 1108 商第 10 号」)

また、当社は商品先物取引仲介業者である合同会社東京大起アセットクリエーションの所属商品先物取引業者であります。

なお、当社の取扱商品は以下のとおりです。

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

取引所名	当社における取扱商品
(株)東京商品取引所	金、銀、白金、パラジウム、金ミニ取引、白金ミニ取引、 金限日取引、白金限日取引、 ガソリン、灯油、原油、軽油、 ゴム(RSS 3 号)、アルミニウム 一般大豆、小豆、とうもろこし、粗糖

ロ. 外国商品市場における取引を行う業務

現在、当該業務は行っておりません

ハ. 店頭商品デリバティブ市場における取引を行う業務

該当事項はありません

ニ. 国内商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は、上記イに掲げた取引所において行っております。

(b) 兼業業務

イ. 金融商品仲介業務

金融商品仲介業者として、東京金融商品取引所の為替証拠金取引「くりっく365」および株価指数証拠金取引「くりっく株365」の媒介業務（媒介先：カネツFX証券株式会社）を行っております。

登録番号：東海財務局長（金仲） 第149号

ロ. 金地金販売

金地金の販売を行っております。

③ 営業所、事務所の状況

（平成30年3月31日現在）

名称	所在地	電話番号
本 社	愛知県名古屋市中区錦二丁目2番13号	052-201-6311
大阪支店	大阪府大阪市淀川区西中島一丁目15番2号	06-6300-5757
東京支店	東京都中央区築地四丁目1番1号	03-3543-9111
京都インフォメーションセンター	京都市中京区御池通間之町東入高宮町206番地	075-241-7711

※関西インフォメーションセンターは平成30年3月26日に、大阪市淀川区に移転し、大阪支店と名称変更いたしました。

※関東インフォメーションセンターは平成30年3月26日に、東京支店と名称変更いたしました。

※京都インフォメーションセンターは平成30年3月26日に、京都市中京区に開設致しました。

④ 財務の概要

決算年月（平成30年3月決算期）

(a) 資本金	630,000 千円
(b) 営業収益	350,464 千円
(c) 受取手数料	350,317 千円
(d) トレーディング損益	147 千円
(e) 経常損失	33,048 千円
(f) 当期純損失	35,407 千円
(g) 純資産額規制比率	390.0 %

⑤ 発行済株式総数

発行済株式の総数 9, 0 6 8, 1 5 0 株 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

(注) 当社の株式は、非上場です。

⑥ 上位 1 0 名までの株主の氏名等

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
	(千株)	(%)
新 井 紀 夫	1, 778	19. 6
大榮産業 (株)	1, 550	17. 0
従業員持株会	682	7. 5
加 藤 正 治	544	6. 0
(株) 三清社	540	5. 9
(株) 東亜製作所	430	4. 7
余 語 ミ サ	279	3. 0
木之村啓二郎	250	2. 7
安 部 益 美	235	2. 6
(株) トーヨー	229	2. 5
計	6, 521	71. 8%

⑦ 役員の状況

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

役 職 名	氏 名	代表権 の有無	常勤・ 非常勤の別
取締役会長	新 井 紀 夫	無	常勤
代表取締役社長	田 中 弘 晃	有	常勤
取締役	岡 本 藤 太	無	非常勤
常勤監査役	渡 辺 章 二	無	常勤
計	4 名		

⑧ 役員及び使用人の数

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

	役 員		使用人	計
		うち非常勤		
総 数	4 名	1 名	5 0 名	5 4 名
(うち外務員数)	(3 名)	(0 名)	(4 5 名)	(4 8 名)

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

当社は、8 月に営業力補強のため、取次先の岡藤商事株式会社より、転籍及び出向社員合わせて 8 名を採用し、組織の再編を行いました。

さらに 3 月には、トランスファー制度によって、株式会社アルフィックスから約 24 億円の営業資産を承継するとともに 20 名の社員の移籍を受け入れ、併せて京都インフォメーションセンターを新設したほか、関東インフォメーションセンターを東京支店、関西インフォメーションセンターを移転して大阪支店とし、それぞれ発注業務も行うようにするなど、営業網の見直しを図りました。

また主力商品としては、貴金属市場の低迷を受け、石油市場を中心に取り組んだ結果、当事業年度の総売買高は 102 千枚で前期比 66.5% 増となりました。しかしながら、貴金属市場に比べ、石油市場の手数料が低額であることから、受取手数料は前期比 11.3% 増の 3 億 5 千万円にとどまりました。

他方、販売費及び一般管理費は、人員は増加したものの、商品取引事故損失が前期比 84.0% 減と大幅な改善となったため、前期比 15.2% 減の 3 億 8 千 9 百万円となり、その結果、営業損失は 3 千 8 百万円（前期営業損失 1 億 4 千 3 百万円）となりました。これに、営業外損益を加えた経常損失は 3 千 3 百万円（前期税引前当期純損失 1 億 5 千 4 百万円）、当期純損失は 3 千 5 百万円（前期当期純損失 1 億 6 千 6 百万円）となりました。

(1) 受取手数料部門

(a) 国内商品市場取引

3 億 2,263 万円（売買高 102,160 枚）

(b) 外国商品市場取引

該当事項はありません

(c) 店頭商品デリバティブ取引

該当事項はありません

(2) トレーディング部門

(a) 国内商品市場取引

147 万円（売買高 518 枚）

(b) 外国商品市場取引

該当事項はありません

(c) 店頭商品デリバティブ取引

該当事項はありません

(3) 為替証拠金取引の媒介部門（くりっく 3 6 5）

受取手数料 1,725 万円（売買高 31,517 枚）

(4) 株価指数証拠金取引の媒介部門（くりっく株 3 6 5）

受取手数料 1,042 万円（売買高 11,592 枚）

(5) 金地金販売

当年度の金地金販売の実績はありません。

（注） 売買高には受渡しによる決済数量は含まれておりません。

②取引開始基準

1 次の各号に該当する「不適当と認められる勧誘対象者」に対しては、勧誘及び受託は行いません。

- (1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 長期入院等随時連絡がとれない者
- (3) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- (6) 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれがある取引の勧誘
- (7) 商品デリバティブ取引をするための借入の勧誘
- (8) その他、商品先物取引を行う適格性に欠ける者

2 次の各号に該当する「不適当と認められるおそれのある勧誘の対象者」に対しては、原則として勧誘及び受託は行いません。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という）が収入全体の過半を占めている者
- (2) 年間 500 万円以上の収入を有しない者
- (3) 75 歳以上の高齢者
- (4) デリバティブ取引の経験がない者

3 前項に掲げる者の内、以下の各号に掲げる「例外の要件」を具備していることの確認を得た場合には、勧誘及び受託を認めます。

- (1) 前項 (1) 及び (2) 号については、申告投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。但し、裏付けの資産について、顧客本人しか知り得ない具体的な資産情報を記載した申出書等の提出を得ること。
- (2) 前項 (3) 号については、「直近の過去 3 年以内に延べ 90 日以上」を目安とした商品デリバティブ取引又はこれと同様の外国為替証拠金取引や金融商品等の先物取引等のレバレッジがあると認められる取引の経験があると認められること、及び商品デリバティブ取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることが取引相談室の直接面談による調査によって確認されていること。
- (3) 前項 (4) 号については、直近 3 年以内 90 日以上の商品デリバティブ取引又はこれと同様の外国為替証拠金取引や金融商品等の先物取引等のレバレッジがあると認められる取引の経験がない者については、商品デリバティブ取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることの証明を得ていること。

- 4 口座開設申込書において以下の各号に該当する顧客は、自己の責任と判断において良識ある取引を行う旨の書面を差し入れることを義務付けます。また、管理部は受託契約の締結に先立って顧客に対して電話又は面談により属性調査を行います。
- (1) 銀行、農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関において直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
 - (2) 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクにおいて直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
 - (3) 国・地方公共団体その他公益機関において直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
 - (4) 民間企業等において直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
 - (5) 前号にかかわらず当社が確認を必要と判断した者
- 5 第1項及び第2項に該当しない者であっても、総括管理責任者が商品先物取引を行うのに相応しくないと認めた者に対して受託は行いません。

③ 顧客数 519 名 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

3. 経理の状況
①貸借対照表

貸 借 対 照 表

平成30年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,463,147	流 動 負 債	3,418,634
現 金 及 び 預 金	344,081	短 期 借 入 金	30,000
保 管 有 価 証 券	412,627	1年以内返済長期借入金	45,400
差 入 保 証 金	1,787,637	未 払 法 人 税 等	4,147
委託者先物取引差金	817,961	預 り 証 拠 金	3,198,470
委託者保護基金預託金	3,500	賞 与 引 当 金	5,400
その他の流動資産	97,339	その他の流動負債	135,216
固 定 資 産	752,208	固 定 負 債	108,255
有 形 固 定 資 産	655,145	長 期 借 入 金	38,250
建 物	96,789	退 職 給 付 引 当 金	37,359
構 築 物	2,417	役 員 退 任 慰 労 引 当 金	29,645
器 具 及 び 備 品	1,769	長 期 預 り 保 証 金	3,000
土 地	554,168	特 別 法 上 の 準 備 金	20,000
無 形 固 定 資 産	10,981	商 品 取 引 責 任 準 備 金	20,000
ソ フ ト ウ ェ ア	7,009	負 債 合 計	3,546,889
電 話 加 入 権	3,972	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	86,081	株 主 資 本	668,465
投資有価証券	31,564	資 本 金	630,000
出 資 金	205	資 本 剰 余 金	35,789
長 期 貸 付 金	6,262	資 本 準 備 金	35,789
長期前払費用	555	利 益 剰 余 金	2,676
長期差入保証金	18,362	利 益 準 備 金	122,000
長期未収債権	75,908	その他の利益剰余金	△ 119,323
その他の投資資産	45,258	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 119,323
貸 倒 引 当 金	△ 92,035	純 資 産 合 計	668,465
資 産 合 計	4,215,355	負 債 純 資 産 合 計	4,215,355

②損益計算書

損 益 計 算 書

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 手 数 料	350,317	
売 買 損 益	147	350,464
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	389,262	389,262
営 業 損 失		38,797
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	2,021	
不動産賃貸収入	11,111	
その他の営業外収益	383	13,515
営 業 外 費 用		
支払利息	2,446	
不動産賃貸費用	5,319	7,766
経 常 損 失		33,048
特 別 損 失		
固定資産除却損	813	
商品取引責任準備金繰入額	500	1,313
税 引 前 当 期 純 損 失		34,361
法人税、住民税及び事業税	1,046	1,046
当 期 純 損 失		35,407

③株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月31日

(単位:千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
平成29年4月1日残高	630,000	35,789	35,789	122,000	△83,915	38,084	703,873	703,873
事業年度中の変動額								
当期純損失					△35,407	△35,407	△35,407	△35,407
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計					△35,407	△35,407	△35,407	△35,407
平成30年3月31日残高	630,000	35,789	35,789	122,000	△119,323	2,676	668,465	668,465

④個別注記表

【重要な会計方針に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

保管有価証券

移動平均法による原価法

商品先物取引法施行規則第 39 条の規定に基づく充用価格によっております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
なお、主な科目の耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8～47 年

構 築 物 10～30 年

器具及び備品 5～20 年

定額法

(2) 無形固定資産

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法

定額法

(3) 長期前払費用

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込

	額を計上しております。
(2) 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
(3) 退職給付引当金	従業員の退職金の支給に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額（簡便法による期末自己都合要支給額の100%）に基づき計上しております。
(4) 役員退任慰労引当金	役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
(5) 商品取引責任準備金	商品取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に定めるところによる積立限度額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保資産

(担保資産の内訳)

委託者保護基金預託金（注）	3,500 千円
建 物	89,635
構 築 物	2,417
土 地	548,706
投資有価証券（注）	5,418
計	649,677

(対応する債務の内訳)

商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく 銀行の預託の委託契約極度額に対する求償債務	230,000 千円
短期借入金	30,000 千円
1年以内返済長期借入金	45,400 千円
長期借入金	38,250 千円

(注) 委託者保護基金預託金と投資有価証券は、岡藤商事株式会社への取次保証金として、及び、日本商品委託者保護基金との基金代位弁済委託契約（商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者資産保全措置額は20,000千円）に基づく担保として差し入れているものであります。

(2) 預託資産

商品先物取引法等関係法令により預託すべき取引証拠金の代用として、岡藤商事株式会社へ預託している資産は次のとおりであります。

保管有価証券	412,627 千円
差入保証金	2,556,815
計	2,969,442

(3) 分離保管資産

商品先物取引法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産は、1,838 千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条第 1 項第 4 号の規定に基づく委託者資産保全措置額は、20,000 千円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 345,950 千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 494 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当事業年度末株式数
普 通 株 式	9,068,150 株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	28,043 千円
賞与引当金	1,645
退職給付引当金	10,469
役員退任慰労引当金	9,032
商品取引責任準備金	6,094
欠損金	320,572
その他	2,263

繰延税金資産小計	386,121
評価性引当額	△386,121
繰延税金資産合計	0

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務及びその内訳（平成 30 年 3 月 31 日現在）

退職給付債務	37,359 千円
退職給付引当金	37,359

3. 退職給付費用の内訳

勤務費用	5,827 千円
------	----------

4. 退職給付債務の計算方法

簡便法（期末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入等による方針であります。

借入金等の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
（１）現金及び預金	344,081	344,081	—
（２）差入保証金	1,787,637	1,787,637	—
（３）委託者先物取引差金	817,961	817,961	—
（４）長期貸付金	6,262		

貸倒引当金	<u>△6,262</u>		
	—	—	—
(5) 長期未収債権	75,908		
貸倒引当金	<u>△48,489</u>		
	27,419	27,419	—
(6) 預り証拠金	(3,198,470)	(3,198,470)	—
(7) 短期借入金	(30,000)	(30,000)	—
(8) 長期借入金	(83,650)	(83,650)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

1 年以内返済予定長期借入金については、長期借入金に含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、及び、(2) 差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 委託者先物取引差金

委託者の先物取引について、商品取引所の価額によっております。

(4) 長期貸付金、及び、(5) 長期未収債権

長期貸付金、及び、委託者に対する長期未収債権について、個別に回収可能性を検討した回収可能見込額によっております。

(6) 預り証拠金、及び、(7) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

2. 非上場株式(貸借対照表計上額 31,564 千円)、及び、長期差入保証金(18,362 千円)

は、市場価格がなく、かつ将来、キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には記載しておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、名古屋市において、賃貸用不動産(土地を含む。)を有しております。平成 30 年 3 月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、5,791 千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。なお、減損損失は、発生して

おりません。

2. 賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
284,752	218,785

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて合理的な方法で算定した金額であります。

【資産除去債務に関する注記】

当社は、本社及び支店オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、将来本社及び支店を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

【関連当事者との取引に関する注記】

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社等の子会社を含む）	合同会社東京大起アセックリエーション	東京都台東区	500	商品先物取引仲介業	なし

属性	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社等の子会社を含む）	業務の委託 役員の兼任	商品先物取引の仲介	2,785	未払金	201

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格等の取引条件は、業務委託契約書に基づき、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(注2) 当社代表取締役田中弘晃氏が議決権の100%を直接保有しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	73円71銭
1株当たり当期純損失	3円90銭

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。